

遊佐町立遊佐中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する。

（２）本校の状況

本校生徒は概ね落ち着いた学校生活を送っている。いじめ発生の報告は０ではなく、特に１年生に多い。それぞれ少人数の小学校から中学校に入学してくるため、コミュニケーション能力の未熟さが原因でトラブルになるケースが多い。

（３）いじめの未然防止

未然防止の基本となるのは、「授業が分かり面白い」「仲間との関わりが楽しい」「学校に行きたい」と思える学校づくりである。生徒同士、生徒と教職員との良好な関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができれば、未然防止はもちろん、早期発見にもつながると考える。そのため、「多様性」を尊重し、「会話・対話」の重要性を意識した指導を心掛けていく。

（４）いじめの早期発見

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、子ども子どもにも起こりうる。どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。」という認識の下、早期発見に組織的に取り組んでいく。「いじめはある」という目で観察し、複数の職員で的確に関わり、早期発見に努める。

（５）いじめに関する措置

いじめの構造は、１）被害者、２）加害者、３）いじめ認知集団、４）いじめ非認知集団、の４重構造になっている。３）や４）の集団がいじめに同調したり、黙認したりするのか、止める勇気・知らせる勇気を持つのかで、集団のパワーバランスは大きく変わってくる。小さいいじめでも大きく扱い、生徒集団の意識を高め、すべての生徒に、いじめはしない、いじめを見たら止める勇気・知らせる勇気を持つという気概を培っていく。

いじめを発見した時は、教職員が積極的に情報交換を行い、情報を共有し、早期に対応する。相談や訴えを受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。

被害生徒を守り通るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上、生徒の人格形成に主眼を置いた指導を行う。また、保護者の理解を得たり、必要に応じて関係機関・専門機関とも連携して再発防止に努める。

2 いじめ防止のための取組

（１）教職員による指導

いじめ対応に係る職員の資質・能力の向上や、職員の共通認識を図るための職員研修を定期的実施する。また、教育委員会等関係機関の主催する研修への参加を進める。

（２）生徒に培う力とその取組

本校は「自主自立」をテーマに教育活動に取り組んでいる。生徒会執行部が運営する生徒集会や学級会での話し合い活動を通して、「自分でやる生徒」「自分たちでやる生徒」の育成を目指している。自主自立の精神があふれる学校集団の中では、リーダーが集団を正しい方向に引っ張り、弱い立場の生徒が安心して過ごせると考えている。

また、道徳教育を充実させ、宿泊体験や職業体験などを推進することで生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人

の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養っていく。

また、「多様性」をキーワードに、自他の意見に相違があっても、互いを認めながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を各教科や特別活動などで培っていく。

（３）いじめ防止のための組織と具体的な取組

① 組織 構成

- 1) 校内のいじめ防止等の中核となる組織としていじめ対策委員会を設置する。
- 2) いじめ対策委員会は、校長が主宰する。
- 3) いじめ対策委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当教員、スクールカウンセラー、教育相談員、必要に応じて当該学級担任等の関係者を加えることができる。
- 4) いじめの早期発見、調査・指導の主体としては、生徒指導部会・学年会を活用する。

② 具体的な取組

- 1) 学校基本方針に基づく取組の実施
- 2) 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- 3) いじめの相談・通報の窓口
- 4) 情報収集・記録・共有
- 5) 共有情報を基に組織的対応
 - ・方針の決定
 - ・事実関係の情報収集
 - ・指導、支援体制の確立
 - ・保護者、外部機関との連携
- 6) 校内研修や事例研究の企画・運営

（４）生徒の主体的取組

班会、班長会といった日々の学校生活を振り返る話し合い活動の中で、からかい等を受けている生徒、孤立している生徒など集団内の諸問題について、本人の訴えだけでなく、周りの生徒から話題が出てくるような話し合い活動にしていく。

いじめ防止委員会「いるか」を組織し、生徒自身の視点に基づいた活動にも取り組む。

（５）家庭・地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促し、必要に応じて具体的な対策を講じることができる青少年指導体制を、学校・家庭・地域の三者が連携して構築する。

3 いじめの早期発見

（１）早期発見の具体的な対応

- ①年２回の教育相談時のアンケート（６月と１０月）、県教委のいじめ調査アンケートの他に、年４回「心のアンケート」（５月、９月、１２月、２月）を実施する。
- ②学級会等の話し合いの中で、学級の中で困っている生徒について話題に出るような活動をしていく。
- ③月に１回程度、校内関係者によるいじめ対策委員会を実施し、全体の状況確認等の情報交換や対応策について検討する。
- ④日常の観察による声かけやスケジュール帳等を活用して、を実施することにより、個別の状況把握に努める。
- ⑤休み時間や放課後の雑談のなか等で生徒の様子に目を配る。
- ⑥必要に応じて個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

（２）相談窓口などの組織体制

- ① 教育相談室の利用、電話相談窓口について広く周知に努める。
- ② 教育相談員、スクールカウンセラーによる個別の面談を充実する。
- ③ 各種関係機関との連携を強化する。（遊佐町教育委員会、県教育センター等）

（３）家庭・地域との連携

P T Aを対象にした、いじめ問題を含む生徒指導に関して話し合う場や研修する機会を設定し、生徒の小さな変容や事象の変化に気付いたらすぐに学校に連絡するように依頼する。その後、学校と家庭が緊密に連携・協力しながら対応にあたる。

4 いじめに対する措置

（１）気になる情報のキャッチと素早い報告・相談

- ① 生徒の気になる情報をキャッチした場合は、下記のルートで報告する。

情報のキャッチ → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

- ② 情報伝達の微妙な食い違いを防ぐために次の内容について簡単な報告書を作成する。
・日時 ・場所 ・被害者 ・加害者 ・内容 ・状況等

（２）いじめ対策委員会による緊急対応会議（Ⅰ）の開催

- ① 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し情報の共有を図る。
- ② 事実確認のための計画を立てる。
- ③ 事実確認の項目を堪忍する。

（３）事実確認の実施

- ① 被害生徒に対して
- ② 周囲の生徒に対して
- ③ 加害生徒に対して
- ④ 被害、加害生徒の保護者に対して

（４）いじめ対策委員会による緊急対応会議（Ⅱ）の開催

- ① 指導方針を検討し決定するとともに、指導体制を確立する。
- ② いじめが長期化・複雑化した場合の関係機関との連携の必要性について検討する。

（５）いじめ解決への指導・支援と人間関係の回復

- ① 被害生徒担当チーム
- ② 加害生徒担当チーム
- ③ 被害、加害生徒の保護者との連携チーム
- ④ 周囲の生徒担当チーム

（６）いじめ対策委員会による緊急対応会議（Ⅲ）の開催

- ① 継続指導、継続観察による経過状況について、情報の共有を図る。
- ② いじめのその後について、解決したと判断できるか検討する。

（７）いじめ対策委員会による緊急対応会議（最終）の開催

- ① いじめが解決したと判断した場合は、いじめ再発防止・予防的取組へ移行する。
- ② いじめが解決していないと判断した場合は、緊急対応会議（Ⅱ）へ戻り、再検討する。

5 インターネットによるいじめへの対応

インターネットを介するＳＮＳや携帯電話のメールを利用したいじめは等については、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者を対象にした情報モラル研修会を計画したり学年・学級懇談会等で情報を提供したりして理解を深めていく。

6 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

いじめにより重大事態が生じた疑いがあると認められる場合、下記の第三者による調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

【 重大事態と想定されるケース 】

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- その他

【 組織の構成 】

※遊佐町教育委員会、庄内教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

※具体的な調査組織の構成員については、遊佐町教育委員会の指示により決定する。

(2) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係並びに、その他の必要な情報等については、遊佐町教育委員会を通して遊佐町長へ報告する。

(3) 外部機関との連携

重大事態に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ遊佐町教育委員会、酒田警察署、児童相談所、庄内教育事務所「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進める。

7 学校における点検・評価

(1) 学校評価アンケートを通して

学校評価の目的を踏まえ、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価する。さらに、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(2) 校内におけるいじめ防止等に対するPDCAサイクル

いじめ対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、並びにいじめの問題への取組が計画通りに進んでいるかのチェックや、いじめ問題への対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

8 その他

本校いじめ防止基本方針は、必要があると認められたときは見直しについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

9 いじめ対策年間計画

□：教職員間の活動 ○：生徒、保護者の活動

月	いじめ対策年間計画	ポイント
4 月	☐ 小学校間、学年間の情報交換記録の引き継ぎ ☐ いじめ対策に係る共通理解、生徒についての共通理解【職員会議】 ☐ 校内研修「生徒理解」について ☐ いじめ対策委員会の開催 ☐ 初発指導 ☐ 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【PTA総会】	・ いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・ 「困ったとき、どうすれば良いか」の指導を行う。 ・ 学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5 月	☐ 校内研修「生徒理解」について	・ 生徒の人間関係の変化等について全職員が共通理解する。 ・ 相談技術やいじめ発見に係る能力の向上を目指す。
6 月	☐ 「Q－U」の実施 ☐ 「いじめ発見アンケート」の実施と分析	・ いじめ発見アンケートは、担任だけでなく複数の目でチェックする。
7 月	☐ 三者面談 ☐ 「心のアンケート」実施	・ 三者面談で担任と保護者の情報交換をしっかりと行う。
8 月	☐ 運動会を通した人間関係作り	・ 勝負にこだわって関係を悪化させないような配慮。
9 月	☐ 教育相談の実施	・ 夏休み後の人間関係の変化を確認する。
10 月	☐ 輝雄祭を通した人間関係作り ☐ 「いじめ発見アンケート」の実施と分析	・ 合唱に乗り気でない生徒と頑張りたい生徒の軋轢が生じないように配慮する。
11 月		・ 人間関係に変化が起こりやすい時期なのでしっかり観察する。
12 月	☐ 「心のアンケート」「Q－U」2 回目の実施 ☐ 三者面談の実施	・ 三者面談で保護者と担任がしっかりと情報交換をする。
1 月	☐ 生徒会連絡協議会での話し合い	・ 休み明けの生徒の変化を確認する。
2 月	☐ 「心のアンケート」実施	
3 月	☐ 卒業式、飛翔の会を通した人間関係作り ☐ 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 ☐ 進学する高校への連絡	・ いじめに関する情報を確実に引き継ぐ。